

# 吸収分割公告

平成30年2月6日

株主及び債権者各位

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友電気工業株式会社  
代表取締役 井上 治

当社は、平成30年4月1日を効力発生日として、吸収分割により、株式会社SEIプロスタッフ（住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号）の次に係る事業に関する権利義務を承継することを決議いたしましたので、下記のとおり公告します。

- 一、経理に関する事務処理業務の受託（ただし、退職給付計算業務の受託を除く）
- 二、経理事務に関する調査、分析、コンサルティング業務の受託
- 三、不動産の売買、管理、賃貸借及び仲介
- 四、不動産、設備等の財産管理業務の受託
- 五、前各号に付帯関連し、又はこれを助成する一切の事業

当社は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この会社分割に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
  - ・当社：  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
  - ・株式会社SEIプロスタッフ：  
平成29年7月12日付官報57頁（号外第150号）掲載

以 上